

仕 様 書

- 1 業務名称 校内清掃作業・設備等維持管理業務委託
- 2 業務場所 大阪府立山田高等学校
大阪府吹田市山田東3丁目28番1号（別添平面図のとおり）
- 3 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 業務内容
業務内容は次のとおりとする。
 - （1）校内の清掃
校内のごみ、落葉等の収集を行い、ごみ集積場まで運搬すること。
 - （2）校内の植栽管理及び除草
校内植栽の剪定、雑草の引き抜き及び事前に説明した植栽への灌水を行うこと。
 - （3）校内設備・備品の調整（対処不可の場合は修理業者へ依頼）
《具体例》
 - ・水道の水漏れ詰りの簡易な対処
 - ・教室扉の不具合調整の対処等
 - （4）ガラス破損の応急処置・片付け
 - （5）不要になった校内備品類の解体・分別
 - （6）事前に説明した学校各種行事への対応
- 5 特記事項
 - （1）業務予定日 別表2のとおりとする。
 - （2）業務時間 午前8時00分から午後2時00分（休憩時間1時間）
 - （3）業務予定日及び業務時間の調整
学校行事の都合やその他天災など不慮の事故があった場合は、発注者と受注者の間で協議のうえ、変更できることとし、業務振替日などの調整を可能とする。
 - （4）経費の負担
業務の履行場所において、受注者が業務を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、業務を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。
 - （5）控室は、技師室とする。
 - （6）校内は全面禁煙となっているため、禁煙を遵守すること。

6 一般事項

(1) 業務範囲

業務は仕様書、その他関係書類に示す範囲とする。ただし、業務上適切と考える部分については、係員にその旨を連絡し、承諾を受けたうえで、業務範囲の変更を可能とする。

(2) 現場管理

現場の管理は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法規に従い適切に行うとともに、風紀・衛生・火気の取り締まりはもとより盗難その他事故防止について十分注意すること。

(3) 軽微な変更

仕様書等に記載漏れ、誤記あるいは業務上当然と思われるもの等軽微な変更については、契約金額の範囲内で実施すること。

(4) 危険及び損傷防止

業務中は安全を確保するため必要な措置を講じること。また施設設備等を損傷した場合は直ちに係員に届出を行い、原状に回復すること。

(5) 契約代金の支払方法

契約代金は、1か月分を翌月に支払うものとし、適法な請求書が提出された後30日以内に支払うものとする。

(6) その他

本仕様に定めのない事項や疑義が生じたときは、係員と協議すること。